

# 道経連通信

臨時号43

発行所／北海道経済連合会

TEL:011-221-6166(代表)/FAX:011-221-3608

発行人／菅原 光宏 全5頁

編集／中村 俊一、袖川 知恵美

臨時号

ホームページ <http://www.dokeiren.gr.jp/>

道経連通信 臨時号43

## ◆ 道経連 より

### 事業場における新型コロナウイルス感染症対策について(お願い)

道内では、製造工場や発電施設をはじめとする各種事業場において、数年に一度の大規模なメンテナンス工事や検査・改修工事など、中・長期間にわたり宿泊を伴って実施される大規模な工事等が相当数予定されておりますが、この度、北海道では事業者の皆様にご協力いただける限り対応をお願いしたい対策について、「事業場における基本的な新型コロナウイルス感染症対策について」をまとめました。

つきましては、その内容をお知らせいたしますとともに、大規模工事等の実施を予定している場合には、そちらをご参考に所要の感染防止対策についてご検討いただき、下記連絡先までお申し出いただきますよう、お願いいたします。

#### 【連絡先】

北海道 経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課

電話) 011-204-5361

経済部経済企画局経済企画課長

事業場における新型コロナウイルス感染症対策について（お願い）

新型コロナウイルス感染症に係る国の緊急事態宣言は5月25日に解除されましたが、本道においては依然として感染者が確認されており、引き続き感染症の蔓延防止に向けた取組が必要です。

こうした中、道内では、製造工場や発電施設をはじめとする各種事業場において、数年に一度の大規模なメンテナンス工事や検査・改修工事など、中・長期間にわたり宿泊を伴って実施される大規模な工事等（以下「大規模工事等」という。）が相当数予定されておりますが、道民はもとより来道する作業員及びそのご家族の安全・安心を確保するため、道では、事業者の皆様にご協力いただける限り対応をお願いしたい対策について、別添「事業場における基本的な新型コロナウイルス感染症対策について」として整理いたしました。

つきましては、大変恐れ入りますが、貴団体の会員の事業者にこれを周知いただき、大規模工事等の実施を予定している場合には、これを参考に所要の感染防止対策について検討いただくとともに、経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課（011-204-5361）に対し、大規模工事等の内容等についてお申し出いただきますよう、周知をお願いいたします。

#### 記

##### 1 周知をお願いしたい文書

別添「事業場における基本的な新型コロナウイルス感染症対策について」

##### 2 相談・申出の対象とする大規模工事等

製造工場、発電施設などをはじめとする各種事業場において、

- ・ 道外から多数の作業員が来道する、又は道内遠方から多数の作業員が来道し、中・長期間にわたって宿泊を伴う工事等
- ・ 上記以外に、多数の作業員が、いわゆる「3密」状態になることが予想される工事（工事等の実施に伴い、夜間に多数の人たちが飲食店等に集中することが想定されるなど）  
（例）数年に一度行われる大規模なメンテナンス工事や検査・改修工事など

（企画係）

## 事業場における基本的な新型コロナウイルス感染症対策について

2020年5月20日

北海道新型コロナウイルス感染症対策チーム

(令和2年5月29日「新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針」反映版)

- 大規模工事等の実施に当たっては、その必要性（延期することによる国民生活への影響など）と、実施による感染拡大の危険性や影響等の双方を勘案し、当該大規模工事等を延期することについて、検討を行うこと。
- その上で、当該大規模工事等を実施する必要があると判断した場合には、可能な限り、その小規模化や、道外から来道する従業員の減員を検討するとともに、次の①～③のような対策を講じること。

### ① 感染防止策の徹底

#### <全般的な対応事項>

- ・ 工事等の計画や感染防止策の内容について、あらかじめ、所管の市町村及び保健所等関係機関に対して事前に提供し、必要な助言・指導等を受けるとともに、感染者発生時の対応方法等について、十分に協議しておくこと。
- ・ 各種感染防止策の実効性が担保されるよう、現地の状況に応じた具体的なルール（※）を策定し、従業員に徹底すること。  
※ 具体的なルールの例：飲食の際は、向かい合って座らない。30分おきに事務所の窓を全開にして換気を行う。など
- ・ 長時間の時間外労働を避けるなど、従業員の疲労が蓄積しないように配慮すること。
- ・ 十分な栄養摂取と睡眠の確保について全員に周知し、意識するよう求めること。
- ・ 感染防止策の実施状況や従業員の健康状態を確認するチェックシートを作成し、毎日記録・保管すること。
- ・ 症状がある場合、感染が判明した場合、感染者の濃厚接触者であると判明した場合には、速やかに事業場に報告することを全員に周知し、徹底すること。
- ・ 感染者が発生した場合に濃厚接触者等を迅速に把握できるよう、日々の従業員の動向等を確認できる業務等の記録を作成・保管すること。
- ・ 症状（息苦しさ・倦怠感・発熱・咳等の症状をいう。以下同じ。）がある者が発生した場合等に、迅速に産業医へ相談できる体制を確保しておくこと。
- ・ 新型コロナウイルス感染症への感染が判明しても、解雇その他の不利益な取扱いを受けないこと及び差別的な取扱いを禁止することを全員に周知し、徹底すること。
- ・ 所管の市町村に対し、定期的な状況報告（週1回以上を基本）を行うこと。
- ・ 当該大規模工事等に関係する他の事業者等においても同様の感染防止策が徹底されるよう配慮すること。

#### <工事等の実施までの対応>

- ・ 工事等に従事する日（道外から来道する者については、来道の日）の2週間前から従業員の健康

状態を確認し、症状がある場合には、従事（又は来道）させないこと。

#### <事業場における対応>

- ・サーモグラフィーカメラにより、事業場への入構時に体温測定を行うとともに、症状の有無を確認すること。その結果、体温が37.5度以上の場合や、症状がある場合には、入構をさせず、産業医へ相談すること。
- ・事業場（工事等を行う場所のほか、事務所や休憩所等も含む。）の換気を行うこと。
- ・マスクの着用・衝立の設置等により、飛沫感染を防ぐ対策を講じること。
- ・咳エチケットを従業員に徹底すること。
- ・人と人の距離は、可能な限り、1m（できれば2m）以上とすること。
- ・複数人が触れる場所の除菌消毒を定期的に行うこと。
- ・事業場の出入口など、人の接触が多い場所には、消毒用アルコール等を常備し、こまめに手指等の消毒を行うよう徹底すること。
- ・休憩・飲食の場所や時間の分散化、作業工程の分散化等により、可能な限り、従業員同士が接触する人数・時間を限定すること。

#### <工事等の実施場所や事務所以外における対応>

- ・移動時の車両の換気・消毒を徹底すること。
- ・マスクを着用するよう徹底すること。
- ・咳エチケットを行うよう徹底すること。
- ・人と人の距離は、可能な限り、1m（できれば2m）以上とすること。
- ・手洗いや手指消毒などの手指衛生を徹底すること。
- ・可能な限り、住民との接触を避けるため、以下のような対策を講じること。（※下記参照）
  - 従業員の行動範囲は、原則として、工事等の実施場所や事務所と宿泊場所等、工事等の実施に必要な範囲にとどめる
  - 食事は原則として宿泊場所内に限定する。やむを得ず、宿泊施設外で飲食をする場合には、接客を伴う飲食店や、いわゆる3密状態が生じる飲食店を避ける
  - 宿泊場所は、事業場の所管保健所の管内を基本とする

※ この事項については、令和2年6月19日以降、「外出の自粛等」に係る「他都府県との不要不急の往来」等について、「新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針」（北海道新型コロナウイルス感染症対策本部 同年5月29日決定）に基づき緩和された場合には、感染状況等が安定している前提においては、この限りではありません。ただし、その場合においても、施設の利用に当たっては、その施設が「新北海道スタイル」等の感染拡大防止策を実践しているかどうか事業者が確認する等の対応をお願いいたします。

#### ② 道民・市民に対する工事情報の公表など透明性の確保

- ・工事の進捗状況を公表すること。
- ・安全衛生・健康管理（①の感染防止策を含む。）に係る情報を公表するとともに、従業員が宿泊する市町村への説明を行うこと。

### ③ 有症状者・感染者発生時の対応

- ・ 産業医・市町村・保健所への相談及び保健所への業務等の記録の共有を迅速に行うこと。
- ・ 産業医及び保健所の指示に従い、有症状者・感染者の隔離や、医療の提供等のための対応を迅速に行うこと。
- ・ 産業医及び保健所の指示に従い、濃厚接触のおそれのある者の特定・隔離を迅速に行うこと。
- ・ 保健所の指示に従い、必要に応じて、有症状者・感染者が従事していた工程の一時停止等を行うこと。
- ・ 有症状者・感染者・これらの者の濃厚接触者の業務への復帰に当たっては、市町村及び保健所の了解を得ること。
- ・ その他、保健所の指示に従い、必要な対応を行うこと。

※ 政府基本的対処方針においては、「事業者及び関係団体は、(中略)業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止のための取組を進める」こととされていることから、各事業者においても当該取組を進めるとともに、関係団体においてガイドライン等が示された場合には、上記と併せて、当該ガイドライン等に沿った対応を行うこと。